

# 駐車監視員活動ガイドライン

令和4年3月

## ◎ 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません)。

## ◎ 活動方針

駐車監視員は、下記の地域、路線を重点に、活動時間内において巡回し、放置車両の確認等を実施します。

## ◎ 留意事項

☆ 駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

☆ 警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び活動時間外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

☆ 取付件数は、駐車監視員及び警察官による確認標章の取付件数で、駐車監視員の活動時間外に行われた取付件数も含まれます。

|              | 地域・路線(区間)   | 令和3年中取付件数 | 活動時間  |
|--------------|---|-----------|-------|
| 重点地域         | 近鉄大和八木駅周辺(県立橿原文化会館周辺を含む)                                    | 880件      | 7～20時 |
|              | 近鉄橿原神宮前駅周辺  | 133件      |       |
|              | 県立医科大学附属病院周辺  | 55件       |       |
|              | 今井町周辺   | 54件       |       |
| 重点路線         | 国道24号及びその周辺道路<br>(十市町交差点～橿原市役所東交差点～橿原市役所西交差点～四条町交差点)        | 9件        |       |
|              | 国道165号・166号及びその周辺道路<br>(曲川西交差点～小房町交差点～縄手町南交差点～醍醐西交差点～膳夫交差点) | 10件       |       |
|              | 国道169号及びその周辺道路<br>(橿原郵便局前交差点～醍醐西交差点、兵部町交差点～見瀬ランプ)           | 7件        |       |
|              | 県道畷傍御陵前停車場四条線と県道橿原神宮公苑線及びその周辺道路(ジェイテクトアリーナ周辺)               | 25件       |       |
|              | 県道戸毛・久米線<br>(橿原神宮前駅西口交差点～川西町交差点)                            | 7件        |       |
|              | 県道中和幹線<br>(磐余西団地入口交差点～常盤町東交差点)                              | 1件        |       |
|              | 運転免許センター付近～新口橋～葛本西交差点                                       | 4件        |       |
| 自動二輪車原付車重点地域 | 近鉄大和八木駅、近鉄橿原神宮前駅周辺  | 112件      |       |
| 行楽期重点路線      | 県道多武峰・見瀬線<br>(岡寺駅前交差点～明日香村・石舞台周辺)                           | 0件        |       |

奈良県橿原警察署